

[事案 28-18] 契約引受・死亡保険金支払請求

・平成 28 年 10 月 12 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

被保険者の死亡前に保険契約が成立していたとして、契約の成立の確認と契約にもとづく死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月、被保険者の死亡の前日に契約申込手続きを行った終身保険（告知不要型）について、申込書の提出など申込の意思表示を有効に行っており、一時払保険料の払込みも完了していることから、契約の成立を認め、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、契約は成立していないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込時必要書類である「受取人等明細書」、「意向確認書」、「取引時確認書」に不足・不備がある。
- (2) 加入意思の十分な確認がなされていない。
- (3) 引受審査および当社による承諾がなされていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、契約申込時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号、第 24 条第 1 項 9 号にもとづき、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 本件では、一応署名押印のある契約申込書は存在しているが、契約申込書作成当時の契約者の申込意思を認定できる客観的根拠がない上、当事者である契約者がすでに死亡しており、直接聴取して事情を確認することもできないことから、当審査会では契約者の有効な申込意思について、認定することはできなかった。
- (2) この点を判断するには、診療記録の取り寄せ、担当医師や被保険者の周囲の人物の証人尋問等が必要となるところ、裁判外紛争解決機関である当審査会においては、第三者の証人尋問等を行うことはできない。したがって、本件は裁判手続きにおいて解決することが妥当である。